

令和6年3月22日

福 津 市 議 会

議長 高山 賢二 様

市民福祉委員会

委員長 米山 信

## 市民福祉委員会審査報告書

令和6年第2回福津市議会定例会において、本委員会に付託を受けておりました事件についての審査結果を、会議規則第110条の規定により次のとおり報告いたします。

### 記

#### 1. 審査経過

付託年月日 令和6年2月19日  
審査年月日 令和6年2月26日

#### 2. 出席者

委員 米山委員長、石田副委員長、井手口委員、中村清隆委員、榎本委員  
執行部 大庭総務部長、谷口市民生活部長、平田市民生活部理事、堤田健康福祉部長、中村こども家庭部長、竜口総務課長、木原人事秘書課長、榊保険年金医療課長、吉村人権政策課長、桑野高齢者サービス課長、仲野こども課長、伊藤市民総合サービス係長、笹田保険年金係長、甲斐子育て支援係長、竹田こどもの国推進係長

#### ◎議案第17号 福津市国民健康保険税条例を改正することについて

##### 審査内容

##### (1) 主な質疑及び答弁

(質疑) 今回の条例改正により、保険税税込額はどのように変動するのか。

(答弁) 賦課限度額が上がる分、税込額は増える。また、軽減の対象世帯は広がるため、現在の試算では収入が減ることになるが、軽減対象になった金額の分については県の交付金があるので、マイナスになることはない。

##### (2) 主な意見

なし

##### (3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第18号 福津市介護保険条例を改正することについて

審査内容

(1)主な質疑及び答弁

なし

(2)主な意見

なし

(3)審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第19号 福津市附属機関設置条例を改正することについて

審査内容

(1)主な質疑及び答弁

(質疑)大和保育所と神興幼稚園を統合することになるのか、統合するとすればどちらかが残りどちらかが廃止となるのか、それとも別途新たに認定こども園を設置するのか。

(答弁)制度上、基本的には保育所・幼稚園両方を無くし、現在のものを生かした認定こども園新設の検討をすることになると考える。

(質疑)認定こども園設置検討委員会において、認定こども園は必要ないと判断された場合、認定こども園は設置されないのか。

(答弁)保育所は保育所、幼稚園は幼稚園として運営していくべきとの結論になれば、それを踏まえて市としての方針を検討することになる。

(2)主な意見

なし

(3)審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第20号 福津市学童保育所条例を改正することについて

審査内容

(1)主な質疑及び答弁

(質疑)現在、定員数に対して弾力的措置をとっているのか、また施設基準の中で定員数を増やした場合、弾力性は保たれるのか。

(答弁)令和6年度は 235 人の申込みがあり、今回定員を 20 人増やし 220 人になったが、人数的には若干超えている。

指定管理者と打合せながら、今後の定員数については弾力化を含めて対応していく。

(2)主な意見

なし

(3)審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第21号 福津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正することについて

審査内容

(1)主な質疑及び答弁

(質疑)電磁的記録媒体が抽象的表現ということだが、今後新たな媒体が増えてきたときに別途条例改正はしなくて良いという理解で良いか。

(答弁)お見込みのとおりである。

(2)主な意見

なし

(3)審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第26号 損害賠償の額の決定及び和解について

審査内容

(1)主な質疑及び答弁

(質疑)どこの窓口でも個人情報が出れる恐れはあると思うが、内部での認識はどうなっているのか。

(答弁)今回の件を受け、各関連部署にチェックをするよう通知している。取りまとめは男女共同参画推進室になるが、全体的な運用に関しては見直す必要があると考えている。

(質疑)この件が発生した時期は、マイナンバーカードの申請が多かった時期であり、窓口業務が煩雑になったと考えられる。人員体制ができていなかったことでヒューマンエラーにつながったと考えられるが、見解は。

(答弁)確かに非常に窓口が混雑している時期ではあったが、繁忙期であっても、しっかりしたチェック体制を講じることが必要であると考えている。

(2)主な意見

なし

(3)審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。